

## 第4章 重点区域の位置及び区域

### 1. 重点区域の位置と区域

#### (1) 重点区域の位置

本計画における重点区域は、第2章で記述した歴史的風致を踏まえ、重要文化財である宗像神社辺津宮本殿及び拝殿が含まれる国指定史跡である「宗像神社境内」を中心に、「宗像大社にまつわる歴史的風致」における、みあれ祭などの本市固有の歴史と文化を反映した活動が現在も行われている範囲に設定する。また、本市がこれまで歴史文化を活かすために実施してきた様々な取り組みや施策、総合計画や都市計画マスタープランといった各種計画における位置づけを考慮した上で設定するものとする。

なお、重点区域は、将来的に重点区域の設定要件が整い、歴史的風致の維持向上のための施策が必要であると認められる場合には、状況に応じて見直しを行うものとする。

#### (2) 重点区域の区域

区域の名称:宗像市歴史的風致維持向上地区

区域の面積:約 240ha

宗像市歴史的風致維持向上地区は、本市の歴史的風致のなかでも重要となる「宗像大社にまつわる歴史的風致」、「沿岸部の信仰・祭事にみる歴史的風致」の2つの歴史的風致が重なり合う地域を重要な場所として設定する。

沖ノ島では、漁港周辺から沖津宮の本殿、拝殿までを含む範囲とする。大島では、大島港及びその後集落を含む範囲と、宗像大社中津宮における史跡指定地の範囲とする。九州本土部分では宗像大社辺津宮及び鎮国寺の周辺を南端とし、釣川の左岸に広がる集落地と神湊港までの範囲を基本とする。

図 重点区域の位置と範囲

